

セーフティネット保証5号認定の申請について（ロー1）

【本案内の概要】

- ・ 本案内は、セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）認定の申請に係るものとなります。
- ・ 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用するものです。

【認定の要件】

- ・ 指定業種の売上高等が認定基準を満たしていること。
- ・ 申請者が、酒々井町内に本店（個人事業者の方は主たる事業所）所在地があり、1年以上継続して事業を行っている中小企業者。
- ・ 原油価格の上昇により、最近1か月の製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

【売上高の確認・必要書類】

- ・ 売上高確認のため、申請書・添付書類とともに下記必要書類をご提出ください。

必要書類：○必須書類、△該当者のみ必要な書類、各1通

NO.	法人	個人	
1	○	○	認定申請書
2	○	○	認定申請書の確認シート
3	○		商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」等、申請日から3か月以内発行のもの、写し・インターネット謄本可）
4		○	確定申告書の写し（最新のもの1期分）
5	○	○	最近3か月間の売上高等が確認できる書類（月次試算表、売上台帳、仕入帳など）
6	○	○	NO.5に対応する前年同期間の月別売上高等を確認できる書類（月次試算表、売上台帳、仕入帳など）
7	△	△	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）
8	△	△	事業実態が酒々井町にあることが確認できる書類（謄本等で町内にあることが確認できない場合）

【留意事項】

- ・ 認定申請書には実印を押印してください。
- ・ 認定書の有効期間は30日間になります。有効期間を経過しますと再度申請をしていただくこととなりますのでご注意ください（申請方法はお問い合わせください）。
- ・ 認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証関連の申し込みを行うことが必要です。

申請場所：酒々井町経済環境課商工振興班

電話：043-496-1171（代表） 内線345・346

認定権者記載欄

様式第5-(口)-1

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-1)

令和 年 月 日

酒々井町長 様

申請者 住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注2)

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 _____ 円(注4)

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 _____ 円(注4)

$E / e \times 100 - 100$ 上昇率 _____ %

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

C: 申込時点における最新の売上原価 _____ 円(注4)

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格 _____ 円(注4)

$S / C \times 100$ 依存率 _____ %

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

A: 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格 _____ 円(注4)

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格 _____ 円(注4)

B: 申込時点における最近3か月間の売上高 _____ 円(注4)

b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高 _____ 円(注4)

$(A / B) - (a / b) = P$ P = _____

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P>0となっていること。

(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 酒々井町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

酒 経 環 第 _____ 号

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

認定者名 酒々井町長 小坂 泰久

申請者名： _____

(表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高)

業種(※2)	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
全体の売上高	円	100%

※1：業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表2：企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇)

	原油等の最近1か月の平均仕入単価【E】	原油等の前年同月の平均仕入単価【e】	原油等の仕入単価の上昇率 $(E/e \times 100 - 100)$
企業全体	円	円	%

(表3：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最新の売上原価【C】	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格【S】	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合 $(S/C \times 100)$
企業全体	円	円	%

(注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

(表4：企業全体の製品等価格への転嫁の状況)

	最近3か月間の原油等の仕入価格【A】	最近3か月間の売上高【B】	A/B	前年同期の原油等の仕入価格【a】	前年同期の売上高【b】	a/b	$A/B - a/b = P$
企業全体	円	円		円	円		

(注意事項)

- ・申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など）の提出が必要。
- ・金額は原則として円単位でご記入ください。疎明資料が千円単位で作成されている場合に限り、千円単位での記入も可能です。
- ・%は小数点第2位を切捨て、小数点第1位まで記入してください。